

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
	地区内集落名		
朝日町	南保地区	2021年3月25日	年 月 日
	小更、越、町南保、竹ノ内 高畠、長野、谷、蛭谷		

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	191.38 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	160.23 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	58.69 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	54.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	60 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地においては、有害鳥獣被害対策等、耕作条件改善の取り組みが必要。 ・担い手同士の話し合いによる農地の集約化が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><小更集落> 農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)A・E・Fが担う方針。</p>
<p><越集落> 農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)A・Eが担う方針。</p>
<p><町南保集落> 農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)A・E・Fが担う方針。</p>
<p><竹ノ内集落> 農地利用は、中心経営体である認定農業者(個人)A・Cが担うほか、地域の集落営農組織が担う方針。可能な限り地域の農地は地域で担うという意思が強く、他集落からの入作は現時点では考えていない。</p>
<p><高畠集落> 農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)A・E、認定新規就農者Aが担う方針。</p>
<p><長野集落> 農地利用は、中心経営体である集落営農組織Aが担うが、集落営農組織Aの後継者不在となった場合は、南保地区の中心経営体1経営体にまとめて任せたい方針。</p>
<p><谷集落・蛭谷集落> 農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人)A・Eが担う方針。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(基盤整備への取組方針) 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(農地中間管理機構の活用方針) 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(農地の集積・集約化の取組方針) 地区の農地利用は、認定農業者が中心となり農地の集積・集約化に努める。 中心経営体の規模拡大を促進する。
(鳥獣被害防止対策の取組方針) 地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置や捕獲体制の強化に取り組む。

5 中心経営体

属性	現状		今後の農地の引受け意向	
	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積
認定農業者(法人)A	水稲	30.5 ha	水稲	ha
認定農業者(法人)B	水稲	0.3 ha	水稲	ha
認定農業者(法人)C	水稲	3.5 ha	水稲	10 ha
認定農業者(法人)D	水稲	0.0 ha	水稲	ha
認定農業者(個人)A	水稲	6.8 ha	水稲	ha
認定農業者(法人)E	水稲	41.7 ha	水稲	30 ha
認定農業者(法人)F	水稲	6.0 ha	水稲	10 ha
担い手農業者A	水稲	0.0 ha	水稲	ha
担い手農業者B	水稲	0.0 ha	水稲	ha
認定農業者(個人)B	水稲	1.4 ha	水稲	ha
認定農業者(個人)C	水稲	6.9 ha	水稲	ha
集落営農組織A	水稲	22.2 ha	水稲	ha
認定新規就農者A	水稲	6.7 ha	水稲	10 ha